

学校施設の老朽化に伴う改造事業の補助制度の充実と 予算の確保について

東海部会提出
説明担当 焼津市

(理由)

全国の自治体では、東日本大震災以前から発生が予想される大規模な地震に備えて国等の支援を受け、児童生徒及び地域住民の安心安全確保のため学校施設の耐震化対策を実施している。これにより、学校施設本体の耐震化は進んでいる。次の段階として、小中学校の校舎や体育館の附帯設備の耐震対策、施設の老朽化により悪化しているトイレ等の給排水設備の大規模改造事業等、環境改善事業を実施しているが、これに伴う財政負担が自治体にとっては大きくなっている。

しかしながら、国の学校施設環境改善交付金交付要綱における大規模改造事業の対象要件は、事業費が7,000万円以上2億円以下となっており、実際には7,000万円をわずかに下回る改造事業も数多くある。また、既存施設の延命化を図るためにも建物の一部改造や小規模な改造も必要となる。

さらに、現行の交付金制度の要件には該当していても、優先採択事業が指定されているため、財源の問題で老朽化対策やトイレ等の改修事業については採択されない。

以上の理由により、次のように国に対して強く働きかけるよう要望する。

- 1 学校施設環境改善交付金交付要綱に定める対象工事費の下限額を緩和すること。
- 2 既存施設の延命化を図るためにも一部改造や小規模な改造も対象事業とすること。
- 3 事業採択のため十分な予算を確保すること。